

省エネでディスプレイランドに引っ越す

省エネ長者キャンペーンに参加者募集

何気なしに使っている電気をどれだけ節約できるか？数字に表すと、簡単なようで結構難しいことです。

日々の暮らしの中でエネルギーの使用量を減らすと、二酸化炭素の排出量を少なくするとともに、お金も節約できる。やった人がやっただけ得する「省エネ長者キャンペーン」を、市民の方等を対象に行います。

▼実施期間

・冬場所(来年3月分の電気使用量)

・春場所(来年6月分の電気使用量)  
・夏場所(来年9月分の電気使用量)  
・秋場所(来年12月分の電気使用量)

▼申込期間

12月8日(金)～  
来年1月19日(金)まで

※原則として、年間通じて参加していただきます。

なお、期間途中からも参加できますが、年間削減者には含まれません。

▼実施方法

・各場所月分と前年同月の電気使用量を比較し削減率を競い

ます。

・各場所の削減率上位者には表彰状と賞品を、また、年間の削減率上位者には、豪華賞品(東京ディスプレイランド招待券ほか)をご用意しています。

▼申込方法

電話・FAX・メール・はがきでお申し込みください。

※住所、氏名、電話番号、家族構成を明記してください。

▼その他

・申込者には、後日キャンペーン報告紙を送付します。

・家族人数が昨年同月と同じか増えている世帯を対象とします。結果報告は、名前等も公表

させていただきますのでご了承ください。

・一般家庭用電気を対象とします。

※このキャンペーンの賞品は、市職員が各家庭から品物を持ち寄り、地域の夏祭り等で行なったフリーマーケットならびに粗大ごみのリユース販売の収益金でまかなっています。

問

環境エネルギー課  
高島市新旭町北畑565番地  
TEL(25)811200  
FAX(25)81145  
E-mail kankyo@city.takashima.shiga.jp

ご協力・ご声援ありがとうございました  
第25回マキノ健康栗マラソン

大会結果

去る10月15日(日)に第25回マキノ健康栗マラソン大会を行いました。

主会場のマキノピックランドから知内川サイクリングロードやメタセコイヤ並木などのコースに全国各地から1,571人の選手が出場され、熱戦が繰り広げられました。

市民の皆さん、特にマキノ地域の皆さんには、周辺道路の通行規制でご不便をおかけしましたが、お蔭様で無事終了することが出来ました。また、早朝より大会運営に携わっていただきました皆様には大変お世話になり有り難うございました。

▼表彰者名

《ハーフ男子》  
1位：橋本 猛志 (京都府) 1:13:36  
2位：山口 信之 (栗東市) 1:14:57  
3位：白川 康平 (大阪府) 1:16:57

《ハーフ女子》  
1位：宮本 隆子 (兵庫県) 1:30:26  
2位：河野 恭子 (京都府) 1:33:07  
3位：吉田富美子 (京都府) 1:33:14

《10km男子》  
1位：再田 光進 (兵庫県) 0:31:52  
2位：大石 哲也 (兵庫県) 0:32:33  
3位：中山 徹 (大阪府) 0:32:58

《10km女子》  
1位：白川 陽子 (大阪府) 0:40:12  
2位：中村 功美 (京都府) 0:41:13  
3位：山本喜代子 (大阪府) 0:41:53

《10km 中学男子》  
1位：古本 祐也 (高島市) 0:42:38  
2位：北阪 翔 (高島市) 0:46:09  
3位：西田 光年 (草津市) 0:47:14

《10km 中学女子》  
1位：一色ななこ (高島市) 0:51:03  
2位：伊吹 美咲 (高島市) 1:00:54  
3位：仁井田優衣 (高島市) 1:02:33

(市民スポーツ課・マキノ支所地域振興課)



ストップ!!  
子ども虐待

6

あなたの『もしや?』が子どもを救う。

この月間は、子ども虐待についての理解をより一層深め、主体的な関わりをもっていただくための意識啓発を図ることを目的に、2年前に定められたものです。子ども虐待の防止には、市や関係機関の関わりはもろろんのこと、地域の見守りによる「早期発見」が重要だと言われています。

そこで、虐待防止推進月間のため、地域で子どもを守るために出来ることを、改めてお知らせします。



虐待をより早く発見するために

◆虐待のサイン

虐待や、不適切な関わりを受けている子ども、あるいはそんな行為をしている親たちは、少なからず何らかのサインを出しています。この虐待のサインこそが援助を求める「子どもの声」であり、気づいたあなただけが頼りなのです。

私たちが、「虐待を早期発見するための最も重要なサインは『不自然さ』です。

◆虐待されている子どもを見かけたら:

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は誰でも市役所(または各支所)や児童相談所(中央子ども家庭相談センター)へ通告(連絡)しなければなら

ないと定めています。

子ども達一人ひとりが安心して暮らしていけるようにするために、地域の関わりと「みんなで見守る」ことが重要なのです。

◆プライバシーは守られます。

虐待を疑ったら、まず市子ども家庭相談課、各支所住民課(保健センター)、中央子ども家庭相談センター、あるいは地域の児童委員(民生委員)さんに連絡してください。

電話で匿名でもかまいません。たとえ間違っても、あなたが責められることはありません。通告した人のプライバシーは守られます。

虐待の種類とその特徴

・性的虐待 (わいせつ行為をする)	・身体的虐待 (せつかんや暴力)	・心理的虐待 (無視や言葉の暴力など)	・ネグレクト (養育の拒否や放置)
----------------------	---------------------	------------------------	----------------------

4つのタイプがあり重複もあります。繰り返し行われることも特徴です。

【通報先】 子ども家庭相談課  
市内各保健センター  
中央子ども家庭相談センター

TEL(25)85517  
TEL(077)562-1121



今津税務署  
「子ども110ばんのいえ」に!



各地で子どもをねらった凶悪事件が後を絶たず、犯罪被害を巡る状況は深刻化しています。市内では皆さんのご協力により「子ども110ばん」を設置し、「地域の子どもは地域で守り育てる」取り組みをいただいています。

このたび、今津税務署から地域貢献の一環として「子ども110ばんのいえ」の申し出をいただき、子どもたちが安心して通学ができるよう、危険にあつたときの駆け込み場所として用具の引き渡しを行いました。子どもたちの安全のため、更なるご協力をお願いします。



(青少年室)